

慶弔給付金一覧

給付金は、会員となった月の翌月1日から、次のような給付事由が発生したときに支給されます。請求方法は、5ページをご覧ください。

2019年4月1日現在

給付事由		給付額	添付書類(コピー可)	
祝金	結婚(会員が結婚したとき)	10,000円	・戸籍謄本、住民票または婚姻の確認できるもの	
	出生(会員またはその配偶者が出産したとき)	5,000円	・戸籍謄本、住民票または婚姻の確認できるもの	
	就学(会員の子が小学校に入学したとき)	5,000円	・入学通知書または就学の確認ができるもの	
	勤続10年(会員が同一事業所で10年勤続したとき)	5,000円	・勤務期間は同一事業所に勤務していること	
	勤続15年(会員が同一事業所で15年勤続したとき)	5,000円		
	勤続20年(会員が同一事業所で20年勤続したとき)	5,000円		
	勤続25年(会員が同一事業所で25年勤続したとき)	5,000円		
	勤続30年(会員が同一事業所で30年勤続したとき)	5,000円		
	勤続35年(会員が同一事業所で35年勤続したとき)	5,000円		
勤続40年(会員が同一事業所で40年勤続したとき)	5,000円			
見舞金	会員	重度障害 疾病による		100,000円以内
		障害 不慮の事故による(1級~14級)	300,000円以内	・医師の後遺障害診断書(労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書)
		障害 交通事故による(1級~14級)	700,000円以内	・不慮の事故・交通事故である証明書
	会員	傷病 (1)休業14日以上30日未満	5,000円	・医師の診断書または健康保険等の疾病手当金請求書の写し(傷病名の記載)
		傷病 (2)休業30日以上60日未満	15,000円	
		傷病 (3)休業60日以上90日未満	22,000円	
		傷病 (4)休業90日以上120日未満	30,000円	
		傷病 (5)休業120日以上	45,000円	
		住宅災害 火災等 全焼・全壊	200,000円	・関係官署の罹災証明書*1
		住宅災害 火災等 半焼・半壊	140,000円以内	
		住宅災害 火災等 一部焼・損壊	100,000円以内	
		住宅火災 自然災害 全壊・流出	60,000円	
		住宅火災 自然災害 半壊	30,000円	
		住宅災害 自然災害 床上浸水	12,000円	
住宅災害 自然災害 一部損壊	6,000円以内			
住宅災害 同居親族の死亡(住宅災害による)	10,000円			
死亡弔慰金	会員	疾病による(交通・不慮の事故以外) 71歳未満	100,000円	・医師の死亡診断書または死体検案書等死因および死亡日の確認できるもの
		疾病による(交通・不慮の事故以外) 71歳以上	50,000円	
		不慮の事故による 71歳未満	300,000円	・医師の死亡診断書、死体検案書または、市(区町村)役所その他公的機関で発行される死亡日・死因の記載のある証明書
		不慮の事故による 71歳以上	250,000円	
		交通事故による 71歳未満	700,000円	
		交通事故による 71歳以上	650,000円	
	配偶者の 会員の 会員の親配	すべての死亡	30,000円	・死亡の確認できる証明書
		すべての死亡(妊娠7か月以上経過後死産も含む)	10,000円	
		すべての死亡	5,000円	
		すべての死亡	5,000円	

*1. 罹災証明書が取得できない時は修理業者による見積書(写し可)でも可能な場合もあります。

* 本人死亡の場合は会員と給付金受取人の関係がわかる戸籍の証明書が必要です。(10万円以下の場合は省略)

慶弔給付金の請求手続き

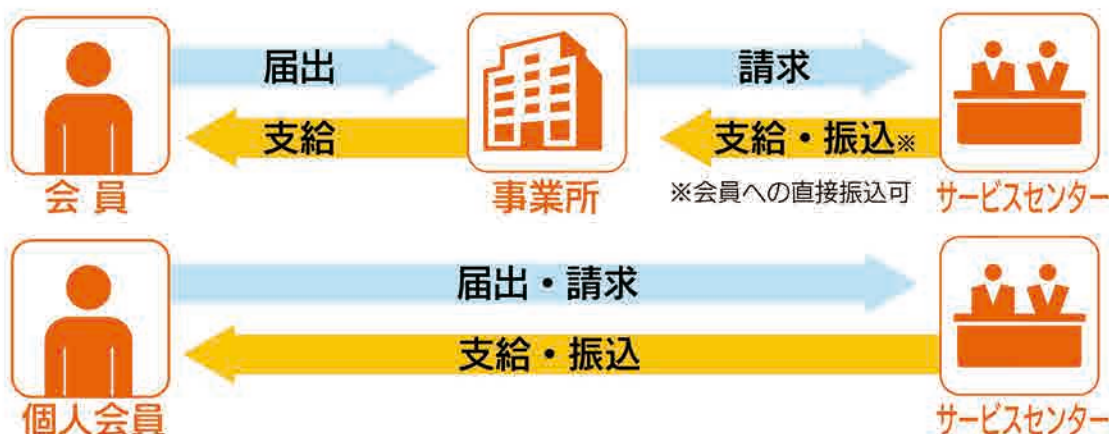
共済保険給付事業

会員の相互扶助を目的として、各種の給付金制度を設けております。会員とその家族に給付事由が生じた場合に、給付金が支給されます。

- 給付資格……………サービスセンターの入会翌月 1 日以降に給付事由が発生した場合に支給されます。(月の下旬にご入会いただいた場合、入会の翌々月 1 日以降となる場合があります)
- 請求方法……………「保険金請求書兼証明書」〈一括用〉(複写の為サービスセンター窓口にて配布)に必要事項を記入のうえ、給付事由を証明する書類を添えてご請求ください。
- 請求期限……………入会后、給付事由の発生から 3 年以内ですので、忘れずにご請求ください。



- 支払方法……………給付金請求書の受取人口座に給付金をお振込いたします。内容をご確認のうえ事業主から請求者である従業員へ給付金をお渡しく下さい。毎月 20 日までの請求分については給付決定後、サービスセンターが請求者の口座に翌月 15 日前後に振込みます。なお、振込手数料はサービスセンターが負担します。



- 給付金の返還…給付金を偽りその他不正な行為で受領したときは、給付金を返還していただきます。

下記の事由が発生した時には 給付金の請求と併せて、各種届出の手続きをお願いします。

- 結婚・出産…変更届 (氏名等の変更)・会員カード (家族構成)
- 会員の死亡…退会届・変更届
- 家族の死亡…会員カード (家族構成)

※住所変更の場合は、速やかにサービスセンターまでご連絡ください。